

2013年4月15日

DLI 採血担当医師各位  
コーディネーター各位  
地区事務局 御中

公益財団法人 骨髄移植推進財団  
ドナーコーディネート部

## 【DLI に関する変更について】

DLI コーディネートに関して、下記 2 点について新たに運用を開始することとなりました。  
2013年4月22日以降に各地区へ依頼された DLI から対応するようお願いいたします。

### 1. 大腿静脈からの DLI 採血について

DLI 採血当日に腕の血管が確保できなかった場合、緊急対応として大腿静脈からの採血を「可」とすることとなりました。そのため、DLI を依頼するドナーに対して事前に、万一採血当日に腕の血管が確保できなかった際に大腿静脈穿刺をする可能性について医学的な説明を行い、「DLI の採血に関する同意書」とは別に『大腿静脈穿刺に関する同意書』により同意を確認します。

#### (1) ドナーへの対応

①DLI に関して説明した後、「DLI の採血に関する同意書」とは別に大腿静脈穿刺に関する同意を確認します。同意する場合は「大腿静脈穿刺に関する同意書」を作成します。

※大腿静脈穿刺について同意しなくても DLI の採血に同意していれば DLI のコーディネートは可能です。

②大腿静脈穿刺を実施した際は、後出血予防のため原則として 1 泊入院とします。

※DLI 採血当日、大腿静脈穿刺を行う場合は、実施前に至急、地区事務局へご連絡ください。

#### (2) 参考

日本の骨髄バンクを介しては、2012年12月までに実施された DLI535 例のうち大腿静脈穿刺が行われたのは 1 例のみです。

### 2. DLI ドナーの補償について

当財団では、万一、ドナーに健康被害が起きた場合に備えてドナー補償のための「骨髄バンク団体傷害保険」に加入しています。通常、DLI もこの保険の対象とされていますが、骨髄・末梢血幹細胞の提供日の翌日から起算して 2 年を超えて DLI を実施する場合はこの保険の対象外となることから、別途補償制度を設けました。

- (1) 骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して **2年以内**に DLI が実施された場合  
「骨髄バンク団体傷害保険」により補償されます。
- (2) 骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して **2年を超えて** DLI が実施された場合  
「骨髄バンク団体傷害保険」の対象外となります。万一、DLI 採血によって健康被害  
が起きた場合は、日本赤十字社の「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」  
に準じて当財団が定めた補償を行います。概要は下記のとおりです。

<補償の概要>

①医療手当	医療機関で受診した場合に要する医療費以外の費用を補填。 日額 4,480 円、月ごとの上限は 35,800 円
②障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付。 基礎額 8,800 円に障害等級 1～14 級に応じた倍数を乗じて得た額 (44 万から 1,179 万 2 千円) とする。
③死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡したドナーの一定の 範囲の遺族に対して一時金を給付。880 万円。

(3) ドナーへの対応

- ①骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して **2年以内**に DLI を実施するドナーに対  
して、「骨髄バンク団体傷害保険」により補償されることを説明します。
- ②骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して **2年を超えて** DLI を実施するドナーに  
対して、DLI コーディネート開始時に「骨髄バンク団体傷害保険」とは別の補償内容と  
なることについて説明します。

※地区事務局は、DLI 依頼が骨髄・末梢血幹細胞採取日から 1 年 10 か月を超えている  
場合は、DLI 採血時に 2 年を超える可能性があることを念頭に置いて対応します。

### 3. 説明書、同意書等の追加、変更について

このたびの変更に伴い、下記書類が変更および追加となります。

(1) 説明書等

①『DLI について』

※骨髄・末梢血幹細胞採取後のフォローアップ終了時に地区事務局がドナーの方へ  
送付します。（「DLI に関するご説明書」を変更しました）

②『DLI(ドナーリンパ球輸注)の採血について』

※『DLI について』と一緒にドナーに送付し、DLI に関して採血の依頼に応じる意  
思が無い場合にご返送いただく書類です。

③『DLI 採血前のドナーの方へ ～DLI に関する説明書～ 』（追加）

※地区事務局は、DLI を依頼するドナーおよび担当医師に対してこれを送付し、担  
当医師は事前検査の際にこれを用いて説明します。

※以前、使用していた「DLI 採血前をお願いしたいこと」は、本説明書に内容を含  
めたため廃止します。

(2) 同意書

④『DLI の採血に関する同意書』（一部変更）

⑤『大腿静脈穿刺に関する同意書』（追加）